

登場
ページ

07
ページ

08
ページ

11
ページ

今週の専門用語



リバースチャージ制度

国内事業者が国外事業者からサービス等を輸入した場合に、本来は「国外事業者」にある消費税の納税義務を「国内事業者」に“転換”するもの。リバースチャージ制度が適用されていない通常の取引であれば、国内事業者は「税抜価格＋消費税」を国外事業者を支払うことになるが、リバースチャージ制度の下では、国内事業者は国外事業者に対してあらかじめ「税抜き」の対価を支払う一方、消費税の納税義務を負うこととなり、これを自ら税務当局に納税する必要がある。



独立企業間料金

移転価格税制では、国外関連者との取引価格が独立企業間価格に満たないとき、または独立企業間価格を超えときは、当該国外関連取引は独立企業間価格 (arm's length price) で行われたものとみなされる。この独立企業間価格は、国外関連者でない第三者との間の取引価格のこと。移転価格ガイドラインを改定するための BEPS 行動 10 公開草案は、低付加価値 IGS が第三者との間で行われた場合の独立企業間料金 (arm's length charge) の簡易な算定方法を提案している。



直近の積立状況等

自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない場合の複数事業主制度について、退職給付に関する会計基準第33項(2)の注記事項とされている「直近の積立状況等」とは、年金制度全体の直近の積立状況等(年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額)及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明をいうものとされている(退職給付会計適用指針第65項)。

From
編集室

◆ヤフー事件の高裁判決が下された。結果は本誌既報のとおりヤフー側の控訴棄却だ。◆この高裁判決言渡しの法廷で驚くべきことが起こった。裁判長が「判決要旨」を朗読したのだ。◆通常、税務訴訟の判決言渡しは「主文」を述べるのみ。ところが、大竹たかし裁判長は、主文に続き「判決要旨」を朗読し始めたのだ。◆民事訴訟規則155条2項では、裁判長が相当と認めるときは口頭で判決要旨を告げることができる旨が規定されている。だが、税務訴訟で判決要旨が朗読されるのは極めて稀なこと。ヤフー事件への関心の高さが判決要旨の朗読につながったとみることができそうだ。(SAK)

週刊T&Amaster 第574号

2014年12月8日発行(毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp